

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他別に定めるもののほか、広域連合職員の安全及び労働衛生について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

(任命権者の責務)

第3条 任命権者は、法第3条第1項の規定により、職員の安全と健康を確保するよう努力しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、常に職場の安全及び衛生に注意を払うとともに、自己の健康の保持及び増進に努め、任命権者が法令又はこの規程に基づいて講ずる措置に従わなければならない。

(健康診断)

第5条 健康診断は、採用時の健康診断、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

(健康診断の実施責任者)

第6条 健康診断の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、総務課長とする。

(採用時の健康診断)

第7条 採用時の健康診断は、新たに職員を採用する場合にその職員について行う。

(定期健康診断)

第8条 定期健康診断は、毎年1回以上すべての職員（派遣職員を除く。以下同じ。）について定期的に行う。

(臨時健康診断)

第9条 臨時健康診断は、実施責任者が健康診断の必要があると認める職員について行う。

(受診の義務)

第10条 職員は、それぞれ指示された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。ただし、長期にわたり傷病のため療養中の者又は他の医師による健康診断を受け、その結果を証する書類を実施責任者に提出した者等については、この限りでない。

(健康診断の実施担当者)

第11条 健康診断の実施担当者（以下「実施担当者」という。）は、実施責任者の定める医療機関の医師とする。

(健康診断の項目)

第12条 採用時の健康診断は、次に掲げる項目について行う。

(1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第43条各号に掲げる検査

(2) その他実施責任者が必要と認める検査

2 定期健康診断は、次に掲げる項目について行う。

(1) 省令第44条第1項各号に掲げる検査

(2) その他実施責任者が必要と認める検査

3 臨時健康診断は、実施責任者が必要と認める検査項目について行う。

4 第1項第1号及び第2項第1号に掲げる検査のうち、胸部エックス線検査を除いた検査は、実施担当者においてその必要を認めない場合又はその実施が困難である場合には、実施責任者の承認を得てこれを省略することができる。

（精密検査）

第13条 定期健康診断及び臨時健康診断の結果に基づき、精密検査を必要とする者は、精密検査を受けなければならない。

（健康診断の結果の判定等）

第14条 実施担当者は、健康診断（採用時の健康診断を除く。）の結果に基づき、職員の健康状態を次に定める区分により判定するとともに、その結果を記録し実施責任者に報告しなければならない。

(1) 要療養者 勤務を休む必要のある者

(2) 要観察者 勤務に制限を加える必要のある者

(3) 要注意者 勤務をほぼ平常に行ってよい者

(4) 健康者 平常の勤務でよい者

2 実施責任者は、前項に定める判定結果の報告を受けたときは、任命権者に報告し、所属課長及び本人に通知するものとする。

（療養の指示等）

第15条 任命権者は、前条に規定する報告があった場合において、職員の健康の確保のため必要があると認めるときは、医師の意見を聴き、その意見に基づいてその者に必要な指示を行うとともに、所属課長にその指示の内容を通知するものとする。

（療養の義務）

第16条 前条の規定により指示を受けた職員は、その指示及び主治医の療養指導に従い、療養に専念する等健康の回復に努めなければならない。

（療養の命令）

第17条 任命権者は、省令第61条第1項の定めるところにより、就業させてはならない職員に対しては、療養を命ずるものとする。

（疾病等の報告）

第18条 職員で傷病又は疾病のため療養を必要と認める者がいるときは、所属課長は、その職員の健康状況を調査し、任命権者に報告するものとする。

（復職等の手続）

第19条 療養を命ぜられた職員及び地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由により休職を命ぜられた職員（以下「休職者」という。）が当該事由が消滅したことによ

り勤務しようとする場合は、休業（休職）命令解除願（別記様式）に勤務に支障がないことを証する医師の診断書を添えて、任命権者に提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、任命権者は、必要と認めるときは、他の診断書の提出を命ずることができる。

（療養の解除）

第20条 任命権者は、療養者について勤務に支障がないと認めるときは、療養を解除する。

（秘密の保持）

第21条 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

様式 (略)